

吸収分割に係る事前開示書面

株式会社ダイセル

ポリプラスチックス株式会社

2021年7月27日

2021年7月27日

吸収分割に係る事前開示書面

(分割会社/会社法782条1項及び会社法施行規則183条に基づく事前備置書面)

(承継会社/会社法794条1項及び会社法施行規則192条に基づく事前備置書面)

(分割会社) 大阪市北区大深町3番1号
株式会社ダイセル
代表取締役社長 小河 義美

(承継会社) 東京都港区港南2丁目18番1号
ポリプラスチック株式会社
代表取締役社長 塩飽 俊雄

株式会社ダイセル（以下「ダイセル」という。）及びポリプラスチック株式会社（以下「ポリプラスチック」といい、ダイセルと合わせて「両社」という。）は、2021年7月15日、各々の機関決定を経て、ダイセルを分割会社、ポリプラスチックを承継会社とする吸収分割契約を締結し、2021年10月1日を効力発生日とし、ポリプラスチックがダイセルの長繊維樹脂事業（ただし生産事業を除く。）に関する権利義務を吸収分割により承継すること（以下「本件吸収分割」という。）を決定いたしました。

よって、会社法782条1項、794条1項等の法令の定めに従い、後記のとおり本件吸収分割に係る事前開示をいたします。

なお、本件吸収分割は、分割会社であるダイセルにおいては、会社法784条2項に規定する簡易分割、承継会社であるポリプラスチックにおいては、会社法796条1項に規定する略式分割および同条2項に規定する簡易分割となるため、株主総会の承認を得ずに行うものであります。

記

1 吸収分割契約書

別紙1のとおり、効力発生日を2021年10月1日とする吸収分割契約書を作成しました。

2 吸収分割に際して交付する金銭等の定めがないことの相当性に関する事項

本件吸収分割は、グループ内組織再編であること等を踏まえ、それに際して、ポリプラスチックはダイセルに対し、株式、金銭その他の財産を交付しません。

また、ポリプラスチックにおいて、資本金及び準備金の額は変更しません。

3 分割会社（ダイセル）に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

ダイセルは、有価証券報告書および四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」又はダイセルの下記 Web サイトよりご覧いただけます。

<https://www.daicel.com/ir/>

(2) 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

ダイセルは、2021年7月15日、各々の機関決定を経て、ダイセルを分割会社、ダイセルミライズ株式会社（本店所在地：東京都港区港南2丁目18番1号。以下「ダイセルミライズ」という。）を承継会社とする吸収分割契約を締結し、2021年10月1日を効力発生日とし、ダイセルミライズに対してダイセルの樹脂コンパウンド事業（ただし生産事業を除く。）に関する権利義務を簡易吸収分割により承継させることを決定しております。

4 承継会社（ポリプラスチック）に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

ポリプラスチックは、2021年7月15日、各々の機関決定を経て、ダイセルミライズを分割会社、ポリプラスチックを承継会社とする吸収分割契約を締結し、2021年10月1日を効力発生日とし、ダイセルミライズの長繊維樹脂事業に関する権利義務を簡易吸収分割により承継することを決定しております。

5 効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項

両社のそれぞれの資産及び負債について、本件吸収分割の効力発生日以降における両社の債務の履行に支障を及ぼす事情の発生及びその可能性は現在のところ認識されておらず、本件吸収分割の効力発生日以後においても両社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれており、両社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みても、両社が負担すべき債務について、履行の見込みに問題ないものと判断しております。

以 上



吸収分割契約書

株式会社ダイセル

ポリプラスチックス株式会社

2021年7月15日

吸収分割契約書

株式会社ダイセル（以下「甲」という。）及びポリプラスチック株式会社（以下「乙」という。）は、甲が長繊維樹脂事業（ただし生産事業を除く。以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、吸収分割の方法により、第5条に定義する効力発生日をもって、甲が本事業に関して有する第3条に規定する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（商号及び住所）

本吸収分割における分割会社及び承継会社の商号及び住所は、次のとおりとする。

(1) 分割会社（甲）

商号：株式会社ダイセル
住所：大阪市北区大深町3番1号

(2) 承継会社（乙）

商号：ポリプラスチック株式会社
住所：東京都港区港南2丁目18番1号

第3条（承継する権利義務等）

乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「本承継権利義務」という。）は、別紙承継権利義務明細記載のとおりとする。なお、債務及び義務の承継は免責的債務引受の方法による。

第4条（分割対価）

乙は、本吸収分割に際し、甲に対して、株式、金銭その他の財産の交付を行わない。

第5条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2021年10月1日とする。ただし、甲及び乙は、必要に応じて、協議の上、これを変更することができる。

第6条（本吸収分割の条件変更・中止及び本契約の解除）

本契約締結後効力発生日までに、天災地変その他の事由により、甲及び乙の資産状態もしくは経営状態に重要な変更が生じたとき又は本吸収分割の実行に重大な支障が生じたとき

きは、甲及び乙は、協議の上、本吸収分割の条件を変更し、本吸収分割を中止し又は本契約を解除することができる。

第7条（競業避止義務）

甲は、乙に対し、本事業について競業避止義務を負わない。

第8条（協議）

本契約に定めるもののほか、本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が、記名押印の上、各1通を保管する。

2021年7月15日

甲：大阪市北区大深町3番1号 グランフロント大阪タワーB

株式会社ダイセル

代表取締役 小河 義美



乙：東京都港区港南2丁目18番1号 JR品川イーストビル

ポリプラスチックス株式会社

代表取締役 塩飽 俊雄



別紙

承継権利義務明細

本承継権利義務は、効力発生日における本事業に属する下記の権利義務とする。ただし、甲の生産事業のみに関連するものを除く。

記

1. 資産

(1) 流動資産

ア 棚卸資産

2. 負債

(1) 流動負債

ア 短期借入金

3. 契約

甲に係る一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務。ただし、甲の雇用契約及び承継会社に承継されない資産又は負債に関する契約を除く。

4. 許認可等

甲が有する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち法令上承継可能なもの。

5. 知的財産

甲が有する一切の知的財産権及びノウハウ並びにこれらの使用权及び実施権。ただし、特許第 6276080 及び特願 2021-97762 の特許権（特許出願により生じた優先権の主張に基づく日本国及び日本国以外の国ないしは地域における出願（特許協力条約に基づく国際出願及び当該国際出願に基づく指定国移行出願）並びに特許出願の変更出願、分割出願、一部継続出願若しくは継続出願を含む。）を除く。

以上



別紙2 ポリプラスチックス株式会社の計算書類等

第70期 計算書類

自 2020年 4月 1日

至 2021年 3月 31日

1. 貸 借 対 照 表
2. 損 益 計 算 書
3. 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

ポリプラスチックス株式会社

貸借対照表

2021年 3月 31日 現在

(単位:千円)

(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産		I 流動負債	
1. 現金及び預金	72,577	1. 買掛金	13,516,076
2. 売掛金	20,892,856	2. 短期借入金	25,001,490
3. 商品及び製品	11,026,602	3. 未払金	1,762,830
4. 仕掛品	3,651,667	4. 未払法人税等	751,584
5. 原材料及び貯蔵品	4,558,476	5. 未払費用	289,052
6. 前払費用	125,929	6. 賞与引当金	1,542,407
7. 未収入金	633,648	7. 役員賞与引当金	20,100
8. 短期貸付金	275,876	8. 修繕引当金	1,112,735
9. その他	913	9. その他	265,334
流動資産合計	41,238,548	流動負債合計	44,261,611
II 固定資産		II 固定負債	
(1) 有形固定資産		1. 長期借入金	15,000,000
1. 建物	3,300,524	2. 退職給付引当金	121,919
2. 構築物	341,608	3. 役員退職慰労引当金	71,800
3. 機械装置	4,315,074	4. その他	149,149
4. 車両運搬具	11,920	固定負債合計	15,342,869
5. 工具・器具・備品	507,651		
6. 土地	2,207,675	負債合計	59,604,480
7. 建設仮勘定	511,698		
計	11,196,154	(純資産の部)	
(2) 無形固定資産		I 株主資本	
1. 技術使用权	46	1. 資本金	3,000,000
2. ソフトウェア	700,501	2. 利益剰余金	
3. 電話加入権	13,850	(1) 利益準備金	750,000
計	714,398	(2) その他利益剰余金	
(3) 投資その他の資産		繰越利益剰余金	15,282,017
1. 投資有価証券	979,435	その他利益剰余金合計	15,282,017
2. 関係会社株式	17,634,684	利益剰余金合計	16,032,017
3. 関係会社出資金	2,674,043	株主資本合計	19,032,017
4. 長期貸付金	4,001,490		
5. 長期前払費用	3,075	II 評価・換算差額等	
6. 繰延税金資産	1,185,939	1. その他有価証券評価差額金	537,218
7. その他投資等	431,466		
8. 貸倒引当金	△ 885,518		
計	26,024,615	純資産合計	19,569,236
固定資産合計	37,935,169	負債純資産合計	79,173,717
資産合計	79,173,717		

損益計算書

自 2020年 4月 1日

至 2021年 3月 31日

(単位:千円)

科 目	金 額	
I 売 上 高		78,215,131
II 売 上 原 価		61,643,636
売 上 総 利 益		16,571,495
III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		12,457,597
営 業 利 益		4,113,897
IV 営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	6,134,641	
そ の 他	472,359	6,607,000
V 営 業 外 費 用		
支 払 利 息	259,156	
為 替 差 損	68,641	
そ の 他	378,746	706,544
経 常 利 益		10,014,353
税 引 前 当 期 純 利 益		10,014,353
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,161,619	
法 人 税 等 調 整 額	168,256	1,329,876
当 期 純 利 益		8,684,477

株主資本等変動計算書

自 2020年 4月 1日
至 2021年 3月 31日

(単位:千円)

	株主資本				株主資本合計
	資本金	利益剰余金			
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
			繰越利益剰余金		
2020年3月31日残高	3,000,000	750,000	20,331,540	21,081,540	24,081,540
当期変動額					
剰余金の配当			△ 13,734,000	△ 13,734,000	△ 13,734,000
当期純利益			8,684,477	8,684,477	8,684,477
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	△ 5,049,522	△ 5,049,522	△ 5,049,522
2021年3月31日残高	3,000,000	750,000	15,282,017	16,032,017	19,032,017

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2020年3月31日残高	292,049	292,049	24,373,589
当期変動額		-	
剰余金の配当		-	△ 13,734,000
当期純利益		-	8,684,477
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	245,169	245,169	245,169
当期変動額合計	245,169	245,169	△ 4,804,353
2021年3月31日残高	537,218	537,218	19,569,236

重要な会計方針に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式 …………… 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - 時価のあるもの …… 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 時価のないもの …… 移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法 …………… 移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

3. デリバティブの評価基準及び評価方法 …………… 時価法

4. 固定資産の減価償却方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除く) …………… 主として定率法
主として定率法(ただし、1998年4月1日以降取得の建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。なお、主な償却年数は、建物38年、機械装置8年であります。
- ② 無形固定資産 …………… 定額法
なお、主な償却年数は以下の通りであります。

ソフトウェア(自社利用)	5年
のれん	4年

5. 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 …………… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、事業年度末在籍従業員に対して、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金 …… 役員に対して支給する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ④ 退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、各事業年度末の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
- ⑤ 役員退職慰労引当金 …… 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。
- ⑥ 修繕引当金 …………… 工場における製造設備の定期的修繕に要する支出に備えるため、その支出見込額のうち、当事業年度に負担すべき費用の見積額を計上しております。

6. 消費税等の処理方法 …………… 税抜方式

(表示方法の変更に関する注記)

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)の適用に伴い、「会計上の見積りに関する注記」を当会計年度より掲記しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産の回収可能性

当年度の計算書類に計上した金額 1,185,939千円

2. 修繕引当金

(1) 当年度の計算書類に計上した金額 1,112,735千円

(2) その他の情報

会計上の見積りの方法等につきまして、以下の注記項目に含めて記載しております。

(重要な会計方針に関する注記) -5.重要な会計方針

- 5. 引当金の計上基準 - ⑥修繕引当金

3. 退職給付引当金

(1) 当年度の計算書類に計上した金額 121,919千円

(2) その他の情報

① 会計上の見積りの方法等につきまして、以下の注記項目に含めて記載しております。

(重要な会計方針に関する注記) -5.重要な会計方針

- 5. 引当金の計上基準 - ④退職給付引当金

② 割引率の変更が計算書類に与える影響

割引率が0.5%変更した場合の計算書類への影響はおおよそ以下の通りであります。

割引率が0.5%低下した場合、当年度末の退職給付債務は316,637千円増加。

割引率が0.5%上昇した場合、当年度末の退職給付債務は300,608千円減少。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 …………… 88,591,220 千円

2. 保証債務 (単位:千円)

被保証者	保証金額	被保証債務の内容
Polyplastics (Nantong) Ltd.	613,652 RMB36,396千	Polyplastics (Nantong) Ltd.社の 銀行借入債務の保証
計	613,652	

3. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 …………… 8,313,840 千円
長期金銭債権 …………… 4,001,490 千円
短期金銭債務 …………… 25,617,722 千円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

売上高 …………… 26,233,659 千円
仕入高 …………… 15,231,057 千円
営業取引以外の取引高 …………… 7,637,800 千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の保有はありません。

税効果に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

繰延税金資産	
未払事業税	56,130 千円
賞与引当金	537,845
退職給付引当金	37,331
役員退職慰労引当金	21,985
修繕引当金	340,719
棚卸資産評価損	91,726
減価償却超過額	8,996
投資有価証券評価損	22,275
関係会社出資金評価損	57,305
ゴルフ会員権評価損	13,354
貸倒引当金	271,145
資産除去債務	40,628
その他	69,530
繰延税金資産小計	1,568,974
評価性引当額	△ 175,689
繰延税金資産合計	1,393,285
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	2,357
その他有価証券評価差額金	204,988
繰延税金負債合計	207,345
繰延税金資産の純額	1,185,939 千円

関連当事者との取引に関する注記

(単位:千円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容	議決権等の 所有(被所 有)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	株式会社 藤ダイセル	大阪府 大阪市	36,275,440	化学製品製造・ 販売	被所有 直接100%	原料の購入 資金の貸付・借入	原料の購入	3,496,464	買掛金	1,653,740
							キャッシュ・マネジメント・ システムによる貸付	275,860	短期貸付金	254,316
							キャッシュ・マネジメント・ システムによる借入	26,864,407	短期借入金	21,000,000
							利息の支払	206,730	未払費用	361
子会社	Polyplastics (Shanghai) Ltd.	中華人民 共和国	RMB23,759千	エンジニアリングプラス チックスの販売	所有 間接100%	当社製品の販売	製品の販売	3,377,773	売掛金	1,136,942
子会社	Polyplastics Asia Pacific Sdn. Bhd.	マレーシア クアラルンプー ター	RM158,590千	エンジニアリングプラス チックスの製造・販 売	所有 直接100%	当社製品の販売	製品の販売	2,901,082	売掛金	1,141,324
子会社	Polyplastics Marketing(T) Ltd.	タイ	THB603,000千	エンジニアリングプラス チックスの販売	所有 直接100%	当社製品の 販売	製品の販売	1,833,696	売掛金	826,646
子会社	Polyplastics Taiwan Co., Ltd.	台湾	NTD1,590千	エンジニアリングプラス チックスの製造・販 売	所有 直接75%	当社製品の 販売 製品の購入	製品の販売	10,239,813	売掛金	2,218,601
							製品の購入	2,573,961	買掛金	808,121
子会社	Polyplastics (Nantong) Ltd.	中華人民 共和国	RMB125,363千	エンジニアリングプラス チックスの製造	所有 直接100%	債務保証	債務保証 (注1)	613,652	—	—
							保証料の受入れ (注1)	1,672	—	—
子会社	Polyplastics USA, Inc.	アメリカ合 衆国	USD500千	エンジニアリングプラス チックスの販売	所有 直接100%	資金の貸付	資金の貸付	—	—	—
							利息の受取	4,876	—	—
子会社	Polyplastics Marketing Mexico,S.A.de C.V.	メキシコ		エンジニアリングプラス チックスの販売	所有 直接100%	資金の貸付	資金の貸付	6,250	短期貸付金	21,560
							利息の受取	986	—	—
子会社	Topas Advanced Polymers GmbH	ドイツ	EUR100千	エンジニアリングプラス チックスの製造・販 売	所有 直接51%	資金の貸付	資金の貸付	253,674	長期貸付金	4,001,490
							利息の受取	28,651	—	—
子会社	LCP Leuna Carboxylation	ドイツ	EUR250千	エンジニアリングプラス チックスの製造・販 売	所有 直接100%	資金の借入	資金の借入	129,270	短期借入金	648,750
							利息の支払	4,404	—	—

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、すべて市場実勢を参考にして、交渉により決定しております。また、資金の貸付・借入に関わる利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注1) Polyplastics (Nantong) Ltd.の銀行借入613,652千円につき、債務保証を行ったものであり、年率0.3%の保証料を受領しています。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	3,261円 54銭
1株当たり当期純利益	1,447円 41銭

ポリプラスチック株式会社

事業報告

(2020年4月1日より2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 事業の概況

当連結会計年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、社会経済活動全体が大きく制約を受け、きわめて厳しい状況で推移いたしました。

こうした環境下にあつて当社グループは、従業員の感染防止対策に取り組むとともに、生産コストの低減、品質の向上並びに新たな市場開発、用途開発により製品の付加価値向上に努め、競合品との差別化をもってシェアの拡大を図り、国内外において当社の優位性の確立に努めて参りました。

その結果、当連結会計年度の当社グループの売上高は、131,090百万円（前年同期比3.2%減）となり、利益面では、営業利益は17,840百万円（前年同期比2.0%減）、経常利益は16,976百万円（前年同期比1.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は12,030百万円（前年同期比3.3%減）となりました。

② 事業別の概況

事業別の業績は、以下のとおりでございます。

事業別	売上高	前年同期比
合成樹脂事業	131,090百万円	3.2%減

(2) 直前三事業年度の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 67 期 (2017 年度)	第 68 期 (2018 年度)	第 69 期 (2019 年度)	第 70 期 (2020 年度) (当連結会計年度)
売上高(百万円)	135,283	141,649	135,447	131,090
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	14,274	12,820	12,444	12,030
1 株当たり 当期純利益(円)	2,378.93	2,136.68	2,074.10	2,005.10
総資産(百万円)	130,774	136,391	137,326	144,718

(3) 主要な事業内容

事業セグメント	主要製品
合成樹脂事業	ポリアセタール樹脂
	ポリブチレンテレフタレート樹脂
	液晶ポリマー樹脂
	ポリフェニレンサルファイド樹脂
	環状オレフィンコポリマー樹脂

(4) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

当 社	東京本社 (東京都港区) 名古屋支店 (愛知県名古屋市中村区) 大阪支店 (大阪府大阪市北区) 富士工場 (静岡県富士市) 研究開発本部 (静岡県富士市)
Polyplastics Taiwan Co., Ltd.	本社 (中華民国台北市) 工場 (中華民国高雄市)
Polyplastics Asia Pacific Sdn. Bhd.	本社 (マレーシア国クアラルンプール) 工場 (マレーシア国クアタラン)
ピーティーエム・ホールディングス株式会社	本社 (東京都港区)
PTM Engineering Plastics (Nantong) Co., Ltd.	本社 (中華人民共和国江蘇省南通市) 工場 (中華人民共和国江蘇省南通市)
Polyplastics (Nantong) Ltd.	本社 (中華人民共和国江蘇省南通市) 工場 (中華人民共和国江蘇省南通市)
Topas Advanced Polymers GmbH	本社 (ドイツ連邦共和国ラウンハイム) 工場 (ドイツ連邦共和国オーバーハウゼン)

(5) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,019名	+15名

(6) 親会社の状況 (2021年3月31日現在)

① 親会社との関係

当社の親会社は、株式会社ダイセルです。株式会社ダイセルは、2020年10月9日付でセラニーズコーポレーションから当社の株式2,700千株を追加取得し、当社の発行済株式の総数6,000千株（出資比率100%）保有しております。

② 親会社との間の取引に関する事項

当社と親会社との間には、原料の購入及び資金の貸付・借入に係る取引があります。

原料の購入先としての選定にあたっては品質、調達の利便性等を総合的に勘案しております。また、その取引条件は、市場における一般的な取引条件を逸脱するものではありません。

資金の貸付・借入は、親会社と親会社の他の連結子会社間の取引条件と同じ条件に従っており、当社単独で行うよりも合理的な資金の調達・管理を可能にするものと理解しております。

取締役会は、これらのことから、当該親会社との取引が当社の利益を害するものではないと判断しております。

(7) 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

<u>借入先</u>	<u>借入金残高</u>
株式会社ダイセル	26,577 百万円
株式会社三井住友銀行	4,352 百万円
株式会社日本政策投資銀行	11,200 百万円
株式会社国際協力銀行	4,428 百万円
株式会社三菱 UFJ 銀行	1,000 百万円
株式会社静岡銀行	900 百万円
株式会社清水銀行	900 百万円
Sumitomo Mitsui Banking Corporation Malaysia Berhad	2,662 百万円
MUFG Bank (Malaysia) Berhad	2,662 百万円
Daicel (China) Investment Co., Ltd.	456 百万円
Sumitomo Mitsui Banking Corporation (China) Limited	257 百万円
MUFG Bank (China), Ltd.	355 百万円

2. 会計監査人の状況

名称

有限責任監査法人トーマツ

3. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

I. 業務の適正を確保するための体制

当社の内部統制システム構築の基本方針（2021年3月31日現在）は以下のとおりであります。

- (1) 当社およびグループ企業（以下「ポリプラスチックグループ」という）の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は、法令遵守はもとより、広く企業に求められる社会規範、倫理観を尊重し、公正で適切な経営を目指し、「ポリプラスチックグループ行動憲章」を定め、具体的な行動指針として「私たちの約束」を定めるとともに、グループ企業における具体的な行動指針の策定を推進し、その運用状況について確認する。
 - ② 当社は、ポリプラスチックグループにおけるコンプライアンスの実践等を推進する組織を総務部とする。
 - ③ 総務部は、ポリプラスチックグループの取締役および使用人に対するコンプライアンス教育・啓発を行うとともに、毎年、各部門および各グループ企業の活動計画の作成、結果のフォローを行い、取締役会に報告する。
 - ④ 総務部は、定期的にグループ企業のコンプライアンスに関する状況の把握に努める。
 - ⑤ ポリプラスチックグループの取締役および使用人は、重大な法令違反等、コンプライアンスに関する重大な事実を発見した場合は、直ちに総務部 / 人事部に報告を行い、その報告に基づき、リスク管理・コンプライアンス担当役員が調査を行い、社長と協議の上、必要な措置を講ずる。
 - ⑥ 当社は、社内外に窓口を置く内部通報制度を設け、ポリプラスチックグループにおける法令違反等を早期に発見する体制を整備するとともに、通報者に不利益が生じないことを確保する。
 - ⑦ 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、関連する法令等を遵守し、必要な体制の整備を図る。
 - ⑧ ポリプラスチックグループは、反社会的勢力に対して毅然たる態度で臨み、一切の関係を持たないことを具体的な行動指針に定め、周知徹底するとともに、関連する情報の収集や蓄積を行う。
- (2) 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存および管理に関する体制
 - ① 当社は、取締役の職務にかかわる下記の重要文書（電磁的記録を含む）を適切に管理し保存するとともに、閲覧可能な状態を維持する。
 - イ. 株主総会議事録
 - ロ. 取締役会議事録
 - ハ. 計算書類
 - ニ. その他職務の執行にかかわる重要な書類
 - ② 当社は、情報管理に関する諸規程に基づき、種類に応じて情報を適切に管理する。

- ③ 当社は、文書管理に関する諸規程に基づき、(2)①記載の文書、その他各種会議体等の議事録、各部門における重要な書類を適切に管理し保存する。
- (3) ポリプラスチックグループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
- ① 当社は、ポリプラスチックグループの企業活動に潜在するリスクに適切に対応できる体制の整備を図るため、CSR委員会を設置する。
- ② 当社は、ポリプラスチックグループにおけるリスク管理に関する諸規程の制定を推進する。
- ③ CSR委員会は、リスク管理に関する諸規程に基づき、毎年、ポリプラスチックグループのリスク管理の実態についての調査および評価を実施し、必要に応じて対策を協議する。また、その内容について取締役会に報告する。
- ④ 当社は、ポリプラスチックグループにおける災害、事故等への対応を諸規程に定める等、危機発生時の報告体制や迅速かつ適切な対応が可能な仕組みの構築、維持および向上を図る。
- ⑤ ポリプラスチックグループは、事業継続計画を策定し、災害発生後の事業継続を迅速に進めるように努める。
- (4) ポリプラスチックグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- ① 当社は、経営の意思決定および監督機能と会社の業務執行機能の分離を明確にし、業務執行体制の強化を通じて企業経営のさらなる活性化を図るため、執行役員制を導入する。取締役会は、経営に関する重要な事項の意思決定を行うとともに、取締役および執行役員の職務執行および業務執行を監督する。
- ② 取締役会は、業務執行を委嘱する執行役員の業務分掌の範囲を定め、取締役は、効率的な業務の執行を監督する。
- ③ 当社は、ポリプラスチックグループにおける機関等の権限および意思決定手続きの明確化を推進し、職務執行の効率化を図る。
- ④ 当社は、ポリプラスチックグループの経営理念に基づきグループとして長期的に目指す姿を定め、これを実現するために課題および目標を設定した中期計画を策定のうえ、年度ごとの予算管理を通じて、経営の効率化を図るとともに、その着実な達成に努める。
- ⑤ 当社は、組織および職務分掌について適宜その妥当性を確認し、また、全社またはグループ横断的な課題に対してはプロジェクト編成等を行い、業務の執行が効率的に行われるように努める。
- ⑥ 当社は、常務会および経営会議を定期的を開催し、経営上の課題や重要な情報を共有する。
- (5) ポリプラスチックグループにおける業務の適正を確保するための体制**
- ① 当社は、グループ経営強化を図るため、グループ企業の重要な意思決定や経営状況の報告に関する手続きおよびグループ企業を管掌する部門を定めたグループ企業経営に関する諸規程を適切に運用する。また、当該諸規程による連絡または報告等に基づき、ポリプラスチックグループの状況やリスクの把握に努める。

- ② ポリプラスチックグループは、グループ共通の倫理行動基準として「ポリプラスチックグループ行動憲章」を定め、グループ内の倫理意識の高揚を図る。
 - ③ ポリプラスチックグループは、システム基盤の共通化を通じ、情報管理を徹底するとともに、内部統制の有効性の確保を図る。
 - ④ 内部監査室は、監査役および会計監査人と連携し、監査を通じて、ポリプラスチックグループの業務の適正の確保に努める。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 当社は、監査役の職務を補助するために、監査役協議会事務局を設置し、使用人を配置し、監査役の求めに応じて、監査役の職務の補助を兼務させる。
 - ② 監査役から監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役または執行役員からの指揮命令を受けない。
- (7) ポリプラスチックグループの取締役および使用人が監査役に報告するための体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
 - ② 監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会のほかに、経営会議や CSR 委員会等の重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役、執行役員または使用人にその説明を求める。
 - ③ 代表取締役は、監査役協議会の定めた年度監査基本計画の提示を受け、内部監査室との連携をとりながら、各部門、グループ各社の監査が実効的に実施できる体制の整備に努める。
 - ④ 内部監査室は、業務遂行の過程で取得したポリプラスチックグループの状況について、監査役との定期的な会合等を通じて意見の交換や報告を実施する。
 - ⑤ 当社は、グループ企業経営に関する諸規程に基づくグループ企業からの報告について、監査役が確認できる体制を整備する。
 - ⑥ 当社は、監査役が職務遂行のために要する費用について、当該費用に関する監査役からの請求に基づき、内容を確認のうえ償還する体制を構築する。
 - ⑦ CSR 委員会は、社内外に窓口を置く内部通報制度による内部通報の状況について、定期的に監査役に報告する。
 - ⑧ 当社は、監査役への報告に関し、その報告したことを理由として当該報告者に不利益が生じないことを確保する。

II. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、2015年に改正会社法の要請に基づき「内部統制システム構築の基本方針」を大幅に改訂し、グループ全体で内部統制システムの整備・運用を実施してきました。2020年度の本整備・運用状況につきましては2021年2月末にチェックリストに基づいた自主チェックを行い、内部監査室が上記基本方針に基づき当社内部統制が有効に機能していることを確認しております。

自主チェック結果につきましては、親会社である株式会社ダイセルに報告を行い同社内部統制審議会の場でダイセルグループ全体の内部統制課題に関する確認が行われています。

尚、上記基本方針に基づき当社では2020年度の主な内部統制活動として以下に掲げる事項の取り組みを行いました。

- (1) 従業員のコンプライアンス知識および意識の向上を目的として、eラーニングのシステムを活用したコンプライアンス教育を以下のとおり実施いたしました。
 - ①下請法
 - ②安全保障輸出管理
 - ③反腐敗方針・接待贈答管理
 - ④ハラスメント防止
 - ⑤著作権
- (2) コンプライアンス予防統制の向上を目的として、「会社経営に重大な影響を及ぼす可能性のあるコンプライアンスリスク（品質不正・ハラスメント・下請法関連）」に3線ディフェンスの仕組みを導入しました。
- (3) 内部通報制度の信頼度の向上および通報者の保護強化を目的として、消費者庁の内部通報制度認証基準に適合するよう当社の相談通報規程の改訂を実施しました。

以上

監査報告書

私は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役監査の基準に準拠し、監査役間の協議により定めた監査の方針、職務の分担及び監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人、親会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努め、次のとおり監査を実施いたしました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況について、取締役及び使用人等から定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月31日

ポリプラスチックス株式会社

常勤監査役

横尾則章



監査報告書

私は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役監査の基準に準拠し、監査役間の協議により定めた監査の方針、職務の分担及び監査計画等に従い、取締役、執行役員その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努め、次のとおり監査を実施いたしました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、常勤監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況に関しては、担当取締役及び内部監査室から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附

属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月31日

ポリプラスチックス株式会社

社外監査役

田澤繁



監査報告書

私は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役監査の基準に準拠し、監査役間の協議により定めた監査の方針、職務の分担及び監査計画等に従い、取締役、執行役員その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努め、次のとおり監査を実施いたしました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、常勤監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況に関しては、担当取締役及び内部監査室から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附

属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月31日

ポリプラスチックス株式会社

社外監査役 山本千鶴子



監査報告書

私は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役監査の基準に準拠し、監査役間の協議により定めた監査の方針、職務の分担及び監査計画等に従い、取締役、執行役員その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努め、次のとおり監査を実施いたしました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、常勤監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況に関しては、担当取締役及び内部監査室から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附

属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月31日

ポリプラスチックス株式会社

非常勤監査役 井口友二 

独立監査人の監査報告書

2021年5月27日

ポリプラスチック株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

小出啓二



監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ポリプラスチック株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上